

事前打ち合わせまとめ

3月26日の調査検証委員会に先立ち、各委員に資料を送付し、下記の通り事前にご意見を頂戴しました。

1. 各委員の意見

ヒヤリング日	委員	意見
3/2	委員長	・概ね良好にまとまっている。 ・現在の取り組みが上司（課長やSV）だけが決めたものではなく、CWが我がこととしてフィット感をもって取り組めれば、日々良い方法へ更新されていくので、CWの声を取り入れていくのが良い。 ・「生活保護きほんのき」について、CWの心得の部分で、もう少し事例を入れてみるのも良いかもしれない。 ・CWは迷った時や困った時にこれを見るので、迷わないような表現で示したほうが良い。
3/9	委員	・全体的な取り組みについて、今できることはできていると感じる。これ以上のことは長期的に行っていくこと。 ・疑問点として、地区担当制はどうなっているか、地域保健福祉計画や地域包括ケア等の際に地区担当ではないことで支障はないか。 ・地区担当制を無くして、副担当制を行っているのか。副担当制のメリットとして、担当には相談できないことも副担当になら相談できるという利用者の方もいる。主担当、副担当、SVと相談する相手が3人いれば利用者にとっても逃げ場があるし、支援者側も支援について知恵を出し合うことができる。 →副担当制ということではなく、地区割での担当制を行わなくなった。現時点では関係機関、支援者からやりにくいという声はほぼ無い。 ・中央福祉学院の研修等効果があるものは継続したほうが良い。 ・アンケートは、利用者評価に繋がるもの、プログラム

		評価という形で行ってみるのはいかがでしょうか。 ・アンケートで、福祉事務所の改善取組の結果、以前の担当者と今の担当者との違いを感じているか聞いてみると良い。 ・理想はインタビュー調査だが、匿名性の担保が必要。 ・本音を聞くために大学などが調査を行っているという形が良いだろう。
3/11	委員	・地区割について、特に支障がないか。職員が目に見えて効果を感じているのであれば良い。 ・効果として業務が回るようになると好循環となる。 ・今後、人事異動があると思うが、一気に人が入れ替わると文化の継承ができないので、その点を考慮したほうが良い。 ・研修に行ける、研修を受ける余裕がある体制を維持すべき。
3/12	委員	・重点的に取り組む課題を明確化し、年度の目標を決定することが重要である。 ・通常業務がある中で、どこまでに、どの程度の事を行っていくのかを明確にした方が良い。 ・計画を立てて業務を行う具体的なイメージを持つことが重要である。 ・研修を受けるモチベーションを保つことが大事。 ・資料が整ったものを作っても、実際に取組みきれないことが起きてしまう。

2. 今後の調査検証委員会のあり方についての意見

委員	意見
委員長	・調査検証委員会という枠組みは残し続けたほうが良い。 ・これまでは、再発防止のための取り組みについて検証していたが、今後はさらに良くするための取組等を提案・検証していく場になると良い。(利用者アンケート等の提案) ・委員会の名称の検討。
委員	・アドバイザーボードや地域福祉計画のイメージで進めていくと良い。 ・必ずしも会議という形式にこだわらなくて良い。 ・1年間の中で適宜検討、検証を行う形で継続。研修の場でも良い。 ・1年のテーマ（就労等）を決めて実施するのも良い。 ・検証委員会という枠組みは継続し、場合によっては集まるという形など。 ・調査検証委員会という名称は変えるのも良い。
委員	・今後、風化させないことが大切である。 ・課題があるうちは継続して実施すべき。 ・形だけ残すのは意味がない。残すことが目的にならないように。 ・新たな取り組みを提案、発信し、それを評価、検証する場に。
委員	・改善取組を実施するための課題を設定する。 ・成果を共有できるような課題設定を行い、外部からチェックする体制が必要。 ・CWの声が把握できるような仕組みを作っていく必要がある。

3. 今後の委員会のあり方について

上記の通り、各委員からは、令和元（平成 31）年度及び令和 2 年度の国立市福祉事務所の生活保護業務適正化に関しては、改善がなされているとの意見をいただいております。

しかし、本件不適正処理を風化させないためには、今後の取り組み状況などを第 3 者が長期的にチェックする体制を継続することは必要であるとの意見もございました。

また本件をきっかけに福祉事務所全体で業務改善に取り組む中、国立市の生活保護行政をより良くしていくという組織風土が醸成されつつあることを、今回の事前資料及び打ち合わせを通して確認していただいております。

以上の事から、次年度以降は調査検証委員会の枠組みを残しつつ、国立市生活保護行政をより良くするための新たな取り組みの提言や、現場からの提案について評価検証するこ

と、改善の結果、福祉事務所の変化について利用者がどのように感じているのかを確認していく手法について検討すること、職員が業務改善の成果を感じられるような取り組み方を検討すること等を目的とし、「国立市生活保護行政のありかた検証委員会（仮称）」として発展的に継続していくこととしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

以上